

廃 対 第 5 3 号
平成30年 5月10日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会会長 殿

奈良県くらし創造部
景観・環境局長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行に
ついて(通知)

平素は、県政の推進について格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
先般、別添のとおり、平成30年3月30日付け環循適発第18033010号・環循規発第18033
010号で、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長から通
知がありましたので、送付いたします。
つきましては、貴協会員に周知していただきますようお願い申し上げます。
なお、県内市町村等に対して別添のとおり通知していることを申し添えます。

【問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県くらし創造部景観・環境局
廃棄物対策課 一般廃棄物係
産業廃棄物第一係
Tel:0742-27-8746(一般廃棄物係)
0742-27-7022(産業廃棄物第一係)